

令和3年度第1回 胎内市福祉有償運送運営協議会 議事録

と き 令和3年7月27日(火)

午後1時30分~2時

ところ 2階大会議室

欠席者無し

1 開会あいさつ：高橋副市長

胎内市の公共交通は「タクシー」「デマンドタクシー」「福祉有償運送」のみ。ウオロク中条店の移転や高齢化の進展により福祉有償運送のニーズは高まっている。

2 福祉有償運送運営協議会長及び副会長の選任について

会長：高橋副市長、副会長：胎内市社会福祉協議会佐藤事務局長 ※任期：令和5年3月31日まで

3 令和元・2年度福祉有償運送実績報告 資料1

資料に基づき報告。

デマンドタクシーとの相違点：デマンドタクシーは自分の膝の上に載せられる程度の荷物しか持ち込めないが、福祉有償運送では荷物が多くなっても対応可能。また基本的に個別輸送としているので、迎への待ち時間が少ない。→利用者に喜ばれている。

4 運営規定の変更について 資料2・3

協議内容：「特定非営利活動法人ふるさと奥山の庄福祉有償運送運営規程」第6条（運送の範囲及び方法）の変更について

●複数乗車の条件を撤廃する。

これまで、「タクシー料金の1/2を超えない範囲での料金設定」が必要であったため、複数乗車は「片道10km以上・3人まで」の運送に関してのみ可能としていたが、令和2年11月27日に道路運送法施行規則および関連する通達の一部改正が行われ「協議会での調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することが可能」となった。

これに伴い、福祉有償運送の対象者及びその付添人の複数乗車を片道10km未満の場合も可能としたい。

*平川委員：実際に複数乗車のニーズは多いのか？

⇒斎藤委員：夫婦で買い物をしたいという希望はある。件数はそう多くない。

⇒事務局：中心市街地の場合、道幅が狭いため軽自動車での輸送となり、複数乗車と言っても2人までとなることが多いと思われる。

*平川委員：タクシーやデマンドタクシーでは対応できない方もいる。対象者の住み分けができるかよい。

今回は複数乗車についての協議だが、事業継続のために運賃を増額させてはどうか。

⇒事務局：運賃については、実費の範囲内であれば、協議会での協議が調うことにより増額することも可能である。今後の取組状況を踏まえて検討していく。

まずは利用者を増やし、効率の良い事業運営ができることから目指していきたい。

胎内市の場合、福祉有償運送の利用者となるにはケアプランの作成が必要となる。

そのため、ケアプランを作成する地域包括支援センター職員やケアマネジャーへの周知を図り、利用者が増加するように努めていきたい。

*佐久間委員：他市町の協議会も参加しているが、利用者の住み分けができていない地域は珍しい。

運賃を増額する場合は、(タクシー等)既存のサービスに影響を与えないように設定してほしい。

反対意見無し。議題について承認が得られ、協議が調った。

5 軽微な事項の変更について **資料4**

(1) 事業所の名称変更

利用者から「どのような事業をしているのかわかりにくい」という意見があったため、変更することにした。

(2) 車両の増車

中心市街地の狭い道にも対応できるよう、軽自動車を1台増車。購入ではなくリース。

※いずれも、「軽微な事項の変更」として、7月1日付で県に届出済み。今回は報告のみ。

6 その他

*佐久間委員：有効期間はいつまでか。

⇒事務局：令和4年3月4日である。

*佐久間委員：県に更新登録申請を行う際、運営協議会において「更新申請についての協議が調った」旨の書類が必要となるため、有効期間満了までに協議会の開催が必要である。

令和4年1月末までに協議会を開催する。

(閉会)

資料 1

福祉有償運送運行状況実績報告

令和3年7月27日

法人名	特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘			事故報告		苦情報告	
対価	出発地から目的地の移動距離が2kmまで：300円 2kmを超える場合、1km毎に50円加算（ただし、最大500円）			無		無	
登録車両台数計 (台)	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	対前年度比	増減の説明	備考	
福祉車両 (台)	2	2	2	0			
セダン車両 (台)	0	0	0	0			
運転者数計 (人)	2	2	2	0			
1種免許取得者 (人)	4	4	4	0			
2種免許取得者 (人)	3	3	3	0			
登録利用会員数計 (人)	1	1	1	0			
事業対象者 (人)	6	9	9	3			
要支援 (人)	6	9	9	3			
要介護 (人)	0	0	0	0			

延利用件数 (件)	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	対前年度比	月平均	前年度月平均
実利用会員数 (人)	20	149		129	12.4	—
運行距離数合計 (km)	6	7		1	—	—
対価合計 (千円)	97	693		596	57.8	—
	8	56		48	4.7	—

1件あたり 376円 (R元年度 400円)
1件あたり 4.7km (R元年度 4.9km)

特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘福祉有償運送運営規定【案】

(目的)

第1条 この規定は、胎内市から協力依頼を受けた福祉有償運送(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運送の対象者)

第2条 本事業による運送の対象者は、胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年告示第5号)第5条第1項に規定する対象者及びその付添人とする。

(会員登録)

第3条 本事業を利用する者は、福祉有償運送会員登録申請書(別紙1)及び特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘入会申込書(別紙2)を提出し、会員の登録を受けなければならない。

2 会員の登録を行ったときは、福祉有償運送会員登録簿(別紙3)に記載し、適切に管理を行うものとする。

(利用の申込)

第4条 会員が、本事業を利用しようとする場合は、登録時にあらかじめ、利用日を定めるものとする。ただし、利用日は随時変更できるものとする。

(利用日及び利用時間)

第5条 本事業の利用日は、月曜日から金曜日までとし、利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、祝日、8月13日から8月16日まで、12月29日から翌年1月3日までは休業とする。

(運送の範囲及び方法)

第6条 本事業により運送する範囲は胎内市内とし、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送とする。ただし、~~片道10kmを超える地域の輸送に関しては~~、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ、必要に応じて複数乗車を実施し、複数乗車の場合の利用人数は最大3人までとする。

(使用車両)

第7条 本事業に使用する車両は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車を使用する権限を有する乗車定員11人未満のセダン車等とし、胎内市福祉有償運送運営協議会で許可を受け使用することとする。使用車両には、運転者の氏名、自動車登録番号を利用者が見易いように使用車両に表示するとともに、運行時には、別紙により作成したステッカー、マグネットシートを使用車両の両面に表示する。

(運転者)

第8条 運転者は、特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘に登録した者であって、次の各号に該当する者から選任する。

- (1) 第二種運転免許を有する者。但し、第二種運転免許を有しない者にあつては、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了し、かつ、次のいずれ

かに該当する者

- ア 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者
- イ 介護福祉士の資格を有している者
- ウ (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了している者
- エ 訪問介護員など

(2) 登録前2年間、運転免許停止処分を受けていない者。

(3) 運転の経歴が5年以上の者。

(損害賠償措置)

第9条 本事業には、次に掲げる任意保険又は共済に加入した車両を使用する。

- (1) 対人賠償1名につき無制限
- (2) 対物賠償1事故につき無制限
- (3) 搭乗者障害1名につき無制限

2 使用車両外での事故については、1事故あたり、5,000万円の賠償責任保険に加入するものとする。

(運送の対価)

第10条 本事業の対価は距離制で定め、1人当たりの対価は次の各号によるものとし、タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね1/2の範囲内とする。

- (1) 胎内市予約制のりあい自動車「のれんす号」の中心市街地エリアに、ひらせい中条店及び、JA胎内市農産物直売所を加え、そのエリア内での移動 300円
- (2) 出発地から目的地までの移動距離が2キロメートルまで 300円
- (3) 前号の移動距離が2キロメートルを超える場合 1キロメートル毎に50円を加算する。ただし500円を限度とする。
- (4) 出発地において、利用の取消しをした場合 100円

2 前項第2号及び第3号の移動距離については、0.1キロメートル未満は切り捨てるものとする。

(管理運営体制)

第11条 本事業の実施に当たり、運送の安全の確保及び旅客の利便を確保するため、自動車の運行管理(運転者に対する指導教育体制、事故処理体制、苦情処理体制を含む)及び整備管理の体制を明確にする。

- (2) 自動車の運行管理及び整備管理を誠実かつ適切に処理する為、職員の中から運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する。
- (3) 管理運営体制に関する具体的事項は別に定める。

(罰金、科料の負担)

第12条 本事業の運行中に起きた、運転者の故意または過失による法令違反に対する罰金、科料は運転者の負担とする。

参考：運送の対価の目安について

※タクシーの上限運賃の概ね 1/2 を超えない範囲

【タクシーの運賃と福祉有償運送の対価の比較】

・普通車タクシーの運賃：

初乗運賃 630 円 (1.2 kmまで) 以後 0.249 kmごとに 90 円加算

距離 (km)	普通車タクシー (円)	【目安】 タクシー運 賃の 1/2 (円)	R 元年度運協 運賃の対価の 目安 (円) ※ 1 人あたり	R 元年度運協 複数乗車時の 1 運行あたり の対価 (円) ※ 3 人を想定	【改正案】 3 人複数乗車 の場合の 1 運 行あたり徴収 料 (円)
1	630	315	300		900
2	990	495	300		900
3	1,350	675	350		1,050
4	1,710	855	400		1,200
5	2,070	1,035	450		1,350
6	2,430	1,215	500		1,500
7	2,790	1,395	500		1,500
8	3,150	1,575	500		1,500
9	3,510	1,755	500		1,500
10	3,870	1,935	500	1,500	1,500
15	5,670	2,835	500	1,500	1,500
20	7,470	3,735	500	1,500	1,500
25	9,270	4,635	500	1,500	1,500

・右列の黄色で記した部分は、福祉有償運送の対価の目安となる「タクシー運賃の 1/2 を超える」部分。

【議題5. 軽微な事項の変更について】

※下記1. 2いずれも、令和3年7月1日付で県に届出済み

1. 事務所の名称変更について

(変更前) 特定非営利活動法人 ふるさと奥山の荘



(変更後) 高齢者・障がい者総合支援センターおくやまのしょう

2. 車両の増車について

(変更前) セダン2台 (うち軽自動車1台)



(変更後) セダン3台 (うち軽自動車2台)

胎福介第 627 号
令和 3 年 7 月 7 日

胎内市福祉有償運送運営協議会委員 各位

胎内市長 井畑明彦

令和 3 年度第 1 回胎内市福祉有償運送運営協議会の開催について（ご案内）

盛夏の候、委員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、表題の会議を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、出席くださるようご案内申し上げます。

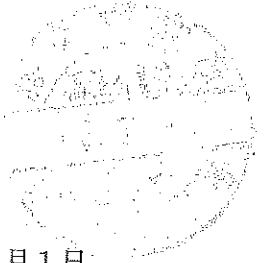
記

- 1 日時 令和 3 年 7 月 27 日（火） 午後 1 時 30 分から
2 会場 胎内市役所 2 階大会議室
3 議題 (1) 胎内市福祉有償運送運営協議会会長の選任について
(2) 令和 2 年度福祉有償運送実績報告
(3) 運営規定の変更について
(4) 名称の変更について
(5) 車輛の増車について
(6) その他

※ ご欠席の場合は、7 月 20 日（火）までにご連絡ください。

※ 当日、印鑑をお持ちください。

担当：胎内市福祉介護課
地域包括支援センター係 金子
電話 0254-44-8691
FAX 0254-44-8040
E-mail mirai@city.tainai.lg.jp



令和3年7月1日

胎内市長 井畑明彦様

実施法人名 特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘

理事長 齋藤隆一

胎内市福祉有償運送に係る変更登録申請について

別紙のとおり、胎内市福祉有償運送の登録事項を変更したいので、胎内市福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますよう申請いたします。

問合せ先：特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘

齋藤

住所：胎内市西条町3番10号

電話：0254-44-6106

運送方法の変更理由について

特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘

福祉有償運送開始当初から、付添人となる家族の同乗を希望する声などがありましたが、「タクシー料金の1/2を超えない範囲での料金設定」が必要であったため、複数乗車は「片道10km以上かつ3人まで」の運送のみの対応とし、運営規程にもそのように明示しておりました。

令和2年11月27日に、道路運送法施行規則及び関連する通達の一部改正が行われ、「協議会で調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することが可能」となったことに伴い、福祉有償運送の対象者とその付添人の複数乗車を片道10km未満の場合も可能といたく、胎内市福祉有償運送運営協議会での協議を申請するものです。